

工事請負契約書

注文者 ○○ ○○(以下「甲」という)と請負者 株式会社○○工務店(以下「乙」という)は、次の工事について、以下の条件と約款により請負契約(以下「本契約」という)を締結する。

工事名	○○様邸 浴室改修工事
工事場所	○○県○○市○○町 1-2-3
工事内容	別紙の見積書・仕様書・図面のとおり
工期	着工 20XX 年○月○日 完成 20XX 年○月○日
引渡しの時期	完成検査に合格したあと、20XX 年○月○日までに引き渡す
請負代金の額	金 1,650,000 円(うち消費税等 150,000 円)
支払方法	契約時 円(着入金) 中間(○月○日) 円 完成引渡し時 円(引渡しから○日以内に銀行振込)
契約不適合の責任期間	引渡しから 1 年(構造上の主要な部分は○年)

工事請負契約約款

第 1 条(総則)

乙は、本契約・別紙の見積書・仕様書・図面(以下「設計図書」という)にもとづいて工事を完成させて甲に引き渡し、甲はその請負代金を支払う。

第 2 条(工事の施工)

乙は、法令を守り、工事の安全と周辺への配慮に努めて施工する。乙は、甲の書面による承諾なく、工事の全部を一括して第三者に請け負わせてはならない。

第 3 条(工事の変更・工期の延長)

甲は、必要があるときは、工事の内容を変更することができる。この場合、甲乙は協議のうえ、請負代金の額と工期を変更する。

天災その他乙の責めに帰すことができない理由により工期内に完成できないときは、乙は甲に工期の延長を求めることができる。

第 4 条(代金の変更)

工期中に、物価の変動などにより請負代金の額が明らかに適当でなくなったときは、甲または乙は、相手方に請負代金の額の変更について協議を求めることができる。

第 5 条(不可抗力による損害)

天災その他甲乙いずれの責めにも帰すことができない理由により、引渡し前に工事の出来形部分などに損害が生じたときは、甲乙が協議して、その負担を決める。

第 6 条(第三者への損害)

工事の施工により第三者に損害を与えたときは、乙がその損害を賠償する。ただし、甲の責めに帰すべき理由によるものは、甲が負担する。

第 7 条(支給材料)

甲が材料を支給するときは、その品名・数量・引渡し of 時期と場所を、あらかじめ書面で定める。

第 8 条(完成検査と引渡し)

乙は、工事が完成したときは甲に通知し、甲は通知を受けた日から○日以内に、乙の立会いのもとで検査を行う。

検査に合格したときは、乙は甲に目的物を引き渡し、甲は支払方法の定めにしたがって請負代金を支払う。

第 9 条(契約不適合責任)

引き渡した目的物が種類・品質などにおいて本契約の内容に適合しないとき(以下「契約不適合」という)は、甲は乙に対し、修補または代金の減額を求めることができる。

甲がこの請求をするには、契約不適合を知った時から 1 年以内に乙に通知しなければならない。また、上の表に定める責任期間を過ぎたあとは、乙は責任を負わない。ただし、乙が知っていた場合や重大な過失によって知らなかった場合はこの限りでない。

第 10 条(遅延の違約金)

乙の責めに帰すべき理由により工期内に引き渡せないときは、甲は、遅れた日数に応じて、請負代金の額に年○%の割合をかけた額の違約金を請求することができる。

甲が請負代金の支払いを遅らせたときは、乙は、遅れた額に年○%の割合をかけた額の遅延損害金を請求することができる。

第 11 条(契約の解除)

甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても改めないときは、本契約を解除することができる。

甲は、工事の完成前であれば、乙に生じた損害を賠償して、本契約を解除することができる。

第 12 条(紛争の解決)

本契約に定めのない事項や、本契約に関して争いが生じたときは、甲乙が誠意をもって協議して解決する。協議で解決しないときは、建設工事紛争審査会のあっせん・調停・仲裁、または○○地方裁判所での訴訟により解決する。

本契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

20XX 年○月○日

甲(注文者)

乙(請負者)

住所

住所

氏名・会社名

氏名・会社名

印

印

乙の建設業許可番号 ○○県知事 許可(般-○○)第○○○○○号(許可がある場合)